

国指定史跡制度について

国史跡とは？

日本国内の遺跡のうち、日本の歴史を正しく理解するうえで欠かせない学術的価値をもつ重要なものを史跡として指定し保存を図って後世に引き継ぐ制度です。

具体例として有名なものは、青森県の「三内丸山遺跡」（縄文時代）、佐賀県の「吉野ヶ里遺跡」（弥生時代）、近隣では埼玉県の「さきたま古墳群」などがあります。

国史跡指定されるとどうなる？

	内容
なること できなく	●新たな深い掘削を伴う土木・建築工事や開発行為 (地下室の設置、切土整地等)
必要なこと 許可が	●個人住宅の建て替えや増築工事 (事前に文化庁に申請し、許可が必要となります。)
固定資産税の取扱 土地の買取・	●土地を手放したくなったときに市が買い取ります。 (原則更地での買取となります) ●固定資産税の算定時、土地に対する利用制限を補正し、実質税額を減じます。
その他	●史跡指定されても、指定時の現状維持であればそのまま土地活用できます。 (指定時の住宅の現状で住み続けることや、現況での畑での耕作、指定時土地内に建っている建物の修繕や改築は行えます。) ●指定された土地は他者に譲渡・売却できますが、新たな名義人が指定地としての条件を受け継ぎます。 ●一度史跡指定されると、原則その土地は指定が解除されることはありません。